

春日井市公共下水道事業中長期財政計画

平成 24 年 2 月

春日井市上下水道部

目 次

1 はじめに	1
2 基本的事項	2
(1) 計画の位置づけ		
(2) 計画の期間		
(3) 計画の目標		
3 下水道施設整備の現状と課題	5
(1) 新規整備		
(2) 改築更新、維持管理		
4 経営の現状と課題	7
(1) 歳入		
① 使用料		
② 繰入金		
(2) 歳出		
① 人件費・委託料		
② 事業費・修繕料		
③ 公債費		
5 将来推計	13
(1) 業務量の推計		
(2) 歳入推計		
(3) 歳出推計		
① 総務費		
② 事業費		
③ 公債費		
(4) 収支推計		
6 経営改善策	20

※各年度の数値は、平成 22 年度以前は決算値、平成 23 年度は予算値、平成 24 年度以降は計画値です。

1 はじめに

下水道は、衛生的で快適な生活環境への改善と、河川等の公共用水域の水質保全、雨水排除による市街地の浸水対策などを目的に整備されており、計画的に整備を進め、適正に維持管理していく必要があります。

春日井市の公共下水道事業は、高蔵寺ニュータウン計画に伴い昭和 39 年 3 月に整備に着手し、昭和 43 年に高蔵寺浄化センターの供用を開始したことに始まります。その後、段階的に整備を進め、昭和 51 年に勝西浄化センター、平成 9 年に南部浄化センターの供用を開始しました。こうした整備の結果、平成 22 年度末現在の市全域における下水道普及率は 65.9%となっています。

これまでの下水道は、人口増加や生活様式の高度化に伴う水の使用量の増加などを前提として、生活環境の改善や水質保全、浸水対策を目的とした整備を進めてきました。しかし、近年は地震対策、ゲリラ豪雨対策などへの取組みが急務となっています。さらに、事業開始当初に整備した高蔵寺処理区の浄化センターや管渠は整備後 40 年以上を経過しており、これらの施設の老朽化対策も必要で、改築や建替の増加も見込まれます。

これらの下水道施設の整備や維持管理には、多額の費用が必要となります。春日井市では、特別会計として下水道使用料や補助金、市債を主な財源にその運営を行ってきましたが、現時点では使用料収入ですべての費用をまかなうことが厳しい状況であることから、市債の償還のための財源の多くを一般会計からの繰入金に依存している状況です。

こうした厳しい経営状況の中で、今後も計画的、効率的な事業経営を行うため、その指針となる「春日井市公共下水道事業中長期財政計画」（以下、「財政計画」とします。）を策定します。

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

春日井市公共下水道事業では、昭和 47 年に「春日井市下水道基本計画」（以下、「基本計画」とします。）を策定し、その後、時代の変化にあわせて見直しを重ねてきました。最近では、上位計画にあたる「名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画」が平成 18 年度に変更をされたことを受け、基本計画も基礎数値を修正して変更を行い、平成 23 年度まではこの基本計画に基づいて事業を進めてきました。

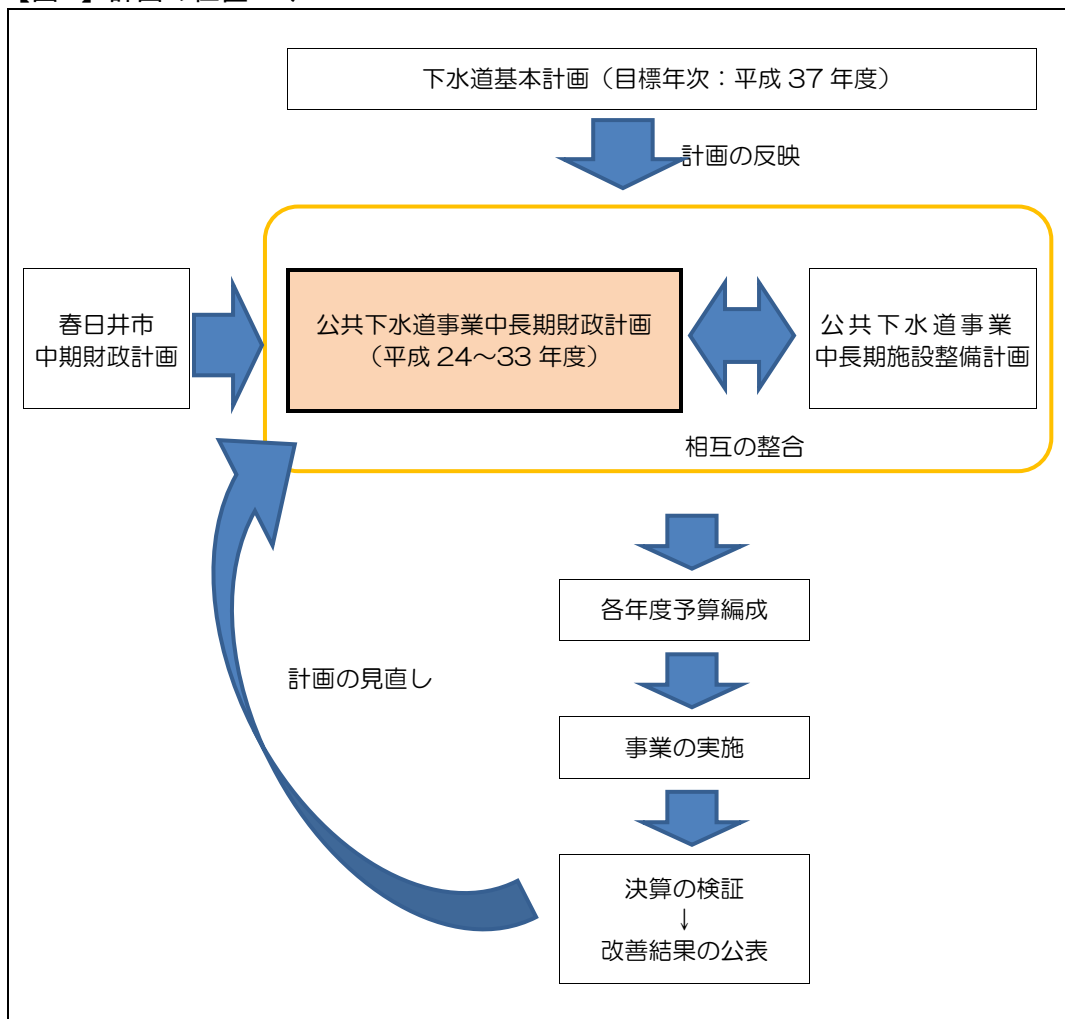
近年、将来人口の減少予測、環境保全意識の高まり、節水型機器の普及や合併処理浄化槽の機能向上など、様々な社会的要因が推移してきたことから、基本計画の策定方針は大きな転換期を迎えています。このため、下水道を整備する計画区域、計画処理人口、計画汚水量などを大幅に見直し、今後の下水道整備の基本的な方向を示す新しい基本計画（以下、「新基本計画」とします。）を平成 24 年 2 月に策定しました。

春日井市公共下水道事業は、この新基本計画に基づいて、今後 10 年間に下水道事業が目指すべき方向と具体的な下水道整備の計画を示した「春日井市公共下水道事業中長期施設整備計画」（以下、「施設整備計画」とします。）を、同じく平成 24 年 2 月に策定しました。今後は、施設整備計画に基づき施設の更新・修繕を計画的に行い、より効果的、効率的な下水道事業を推進することとします。

本財政計画は、春日井市が平成 19 年度に策定した「春日井市中期財政計画」が目標とする、持続可能な財政基盤の確立のための市債残高の削減を基本方針とし、新基本計画に基づいた施設整備計画を適切に執行することで、効率的・効果的に公共下水道事業を行っていくための経営計画として位置づけるものです。

今後は本財政計画に掲げる経営改善策を行うことにより、公共下水道事業に必要な適正な財源の確保に努めます。

【図1】計画の位置づけ

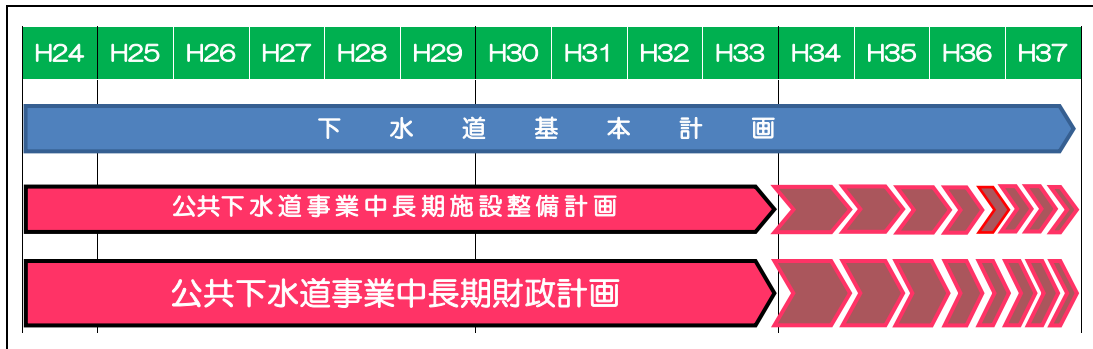


(2) 計画の期間

本財政計画の期間は、平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間とします。

なお、国の制度変更などにより歳入歳出の見込み額に大きな変動が生じる場合には、計画期間中であっても見直しを行います。

【図 2】 計画期間



(3) 計画の目標

本財政計画は、下水道施設の整備を効果的、効率的に推進するために、財政基盤の強化と具体的な経営改善策を示すものです。

春日井市では、公共下水道事業が自立した事業運営を行い、長期的な視点に立って経営基盤の強化を図ることができるよう、次の計画目標の達成を目指します。

公共下水道事業としての自立性を確立し、健全な事業の継続を図る。

3 下水道施設整備の現状と課題

(1) 新規整備

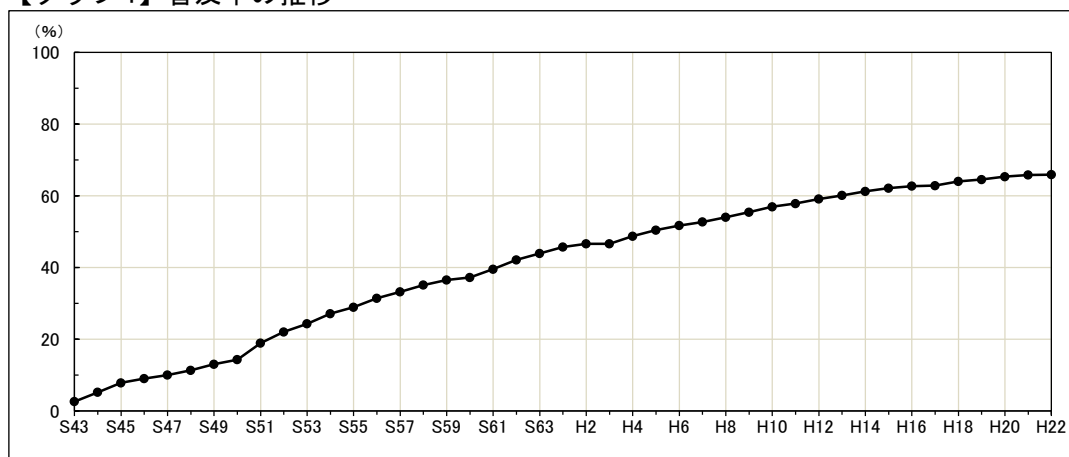
春日井市公共下水道事業では、基本計画の計画区域を3処理区に分けて管渠を布設し、それぞれの処理区に浄化センターを整備してきました。

その結果、平成22年度末現在、市全域における下水道普及率は65.9%となっています。

施設整備にかかる事業費は、近年は減少傾向にあります。これは、春日井市全体の財政状況にあわせて公共下水道事業も建設事業費の削減を行ってきたことや、平成8年度で南部浄化センター・南部ポンプ場の整備を終え、以後新たな浄化センターの整備を行っていないことなどが主な要因と考えられます。

今後も未普及地域への新規整備は推進していく予定ですが、財政状況が大きく好転しているとは言い難く、財源確保が厳しい状況が続くと思われます。

【グラフ1】普及率の推移



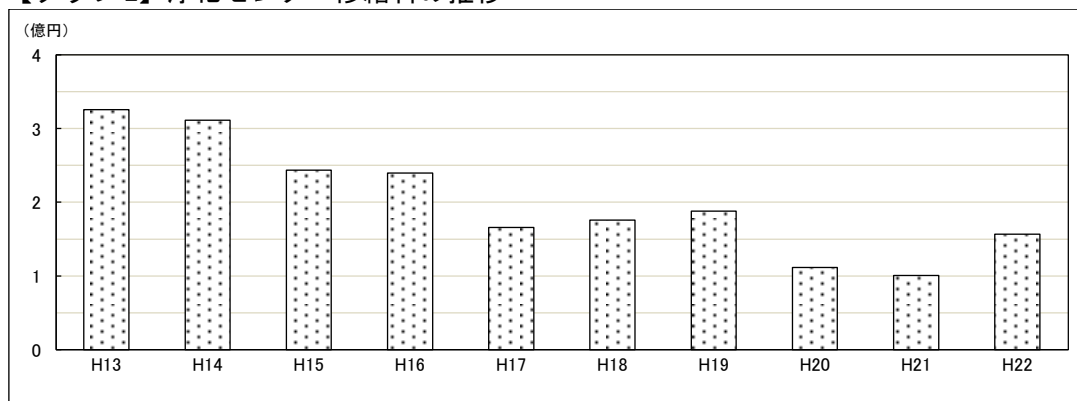
(2) 改築更新、維持管理

下水管が破損すると汚水が市街地に漏れ出たり、道路陥没によって交通に障害を与えることとなります。また、浄化センターが故障すると、下水の処理が停滞してしまいます。このようなことにならないよう、下水道施設は常に適正な維持管理を行わなければなりません。

そのためには、中長期的な視野に立った維持管理が必要です。しかし、これまでは施設の更新は耐用年数を目処に行い、修繕は設備の劣化等が明らかになった時点で行ってきました。さらには、近年の財政状況の悪化により緊急の必要性の少ない機能維持のための修繕は先送りしている状況です。

また、昭和43年度に供用を開始した高蔵寺処理区では、当初整備した浄化センターや管渠が整備後40年以上経過しています。これらの施設の老朽化に伴い、今後は、多くの修繕や改築更新が必要となることが予想されます。

【グラフ2】浄化センター修繕料の推移



4 経営の現状と課題

(1) 歳入

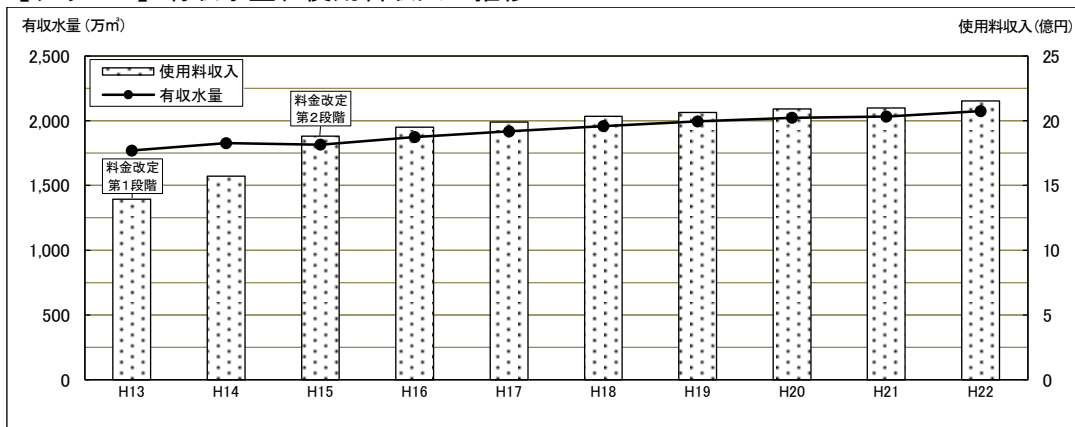
① 使用料

春日井市の下水道使用料は、水道の使用水量をもとに計算し、その徴収は水道料金と併せて行っています。

現在の使用料制度は、1か月当たり10m³までを基本料金とする基本水量制と、使用量に応じて累進加算される逦増従量料金制を採用しており、最近では平成13年8月、平成15年1月の二段階で改正しています。

これまで使用料収入は、施設整備による新たな供用開始に伴って年々増加してきましたが、近年は年度当たりの整備面積の減少や、使用者の節水志向の浸透のために整備済地域での有収水量が増加していないことなどにより、収入額の伸びは鈍化しています。

【グラフ3】有収水量、使用料収入の推移



また、有収水量1m³当たりの使用料収入である使用料単価は、平成21年度は103.25円/m³でしたが、これは、国が求める使用料単価150円/m³はもちろん、愛知県、類似団体、全国のいずれの平均と比較しても低くなっています。

【表1】平成21年度 使用料単価、使用料回収率比較

	春日井市	愛知県下平均	類似団体平均	全国平均
使用料単価 (円/m ³)	103.25	118.65	143.31	134.20
使用料回収率 (%)	68.8	87.3	93.1	88.6

同様に、汚水処理費に対する使用料収入の割合を示す使用料回収率も非常に低い値ですが、春日井市では使用料単価を上げて使用料収入の増加を図るのではなく、一般的に使用料で負担すべき経費に資本費平準化債や繰入金を充てて汚水処理費をまかなっていることが大きな要因と考えられます。

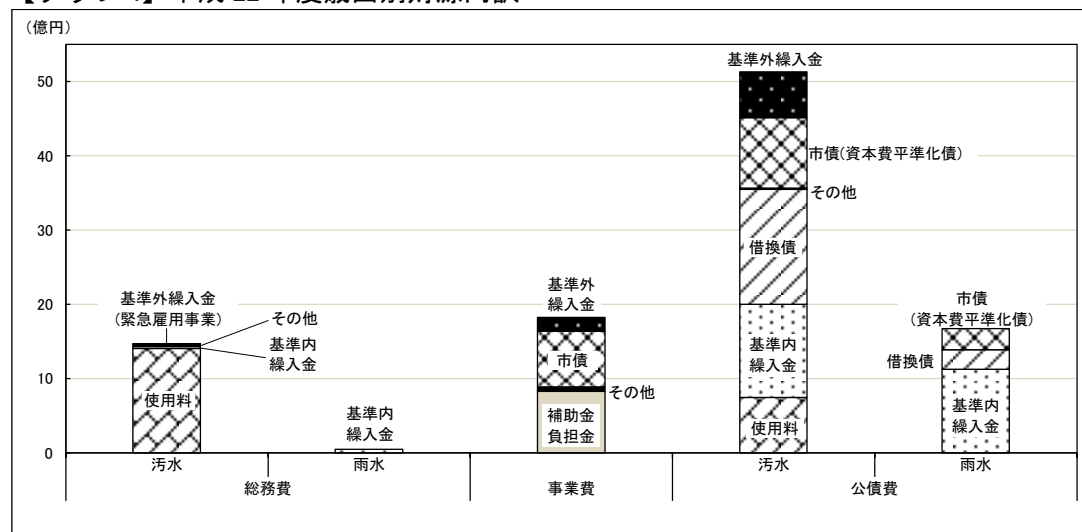
国の示す「雨水公費・汚水私費の原則」では、雨水の処理に必要な費用は公費（税金）で負担し、私費、すなわち下水道使用料が負担すべき対象は、汚水処理に係る維持管理費と資本費（汚水処理の施設の建設にかかった費用）とされています。

【表 2】 公費と私費の負担区分とその財源

	財源	負担区分
公費負担部分	繰入金 (基準内繰入金)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水に係る経費（資本費・維持管理費） ・分流式下水道等に要する経費 ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 ・その他、総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」に示された経費
私費負担部分	使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水に係る経費（資本費・維持管理費）のうち、公費負担部分を除く経費

春日井市では現在、使用料収入を維持管理費のうち汚水処理費の全部と、資本費のうち元金償還金の一部に充てていますが、汚水に係る資本費のすべてが使用料でまかなっているわけではなく、不足分は資本費平準化債や一般会計からの基準外繰入金で補填しています。

【グラフ 4】 平成 22 年度歳出別財源内訳

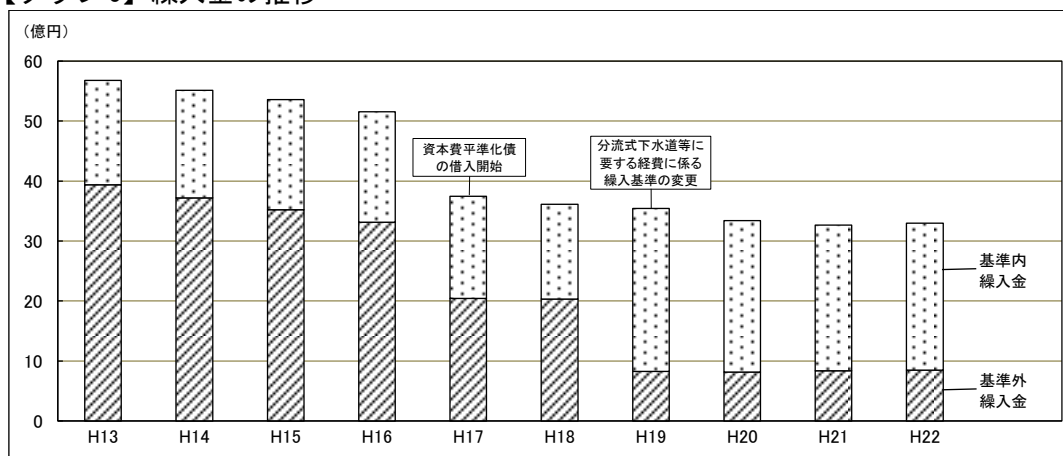


② 繰入金

一般会計からの繰入金は、雨水処理費など、自治体はその費用を負担するべきとされている費用に対する基準内繰入金と、自治体が独自に繰り入れる基準外繰入金とに分けられます。

平成13年度には、繰入金56億8千万円のうち基準内繰入金が17億4千万円、基準外繰入金が39億4千万円で基準外繰入金の額が非常に大きく、独立採算制の原則からはかけ離れた状況でした。その後、下水道使用料の改定、建設改良事業の縮小、資本費平準化債の借り入れや基準内繰入金の基準の変更などにより、平成22年度における繰入金33億円のうち、基準内繰入金が24億5千万円、基準外繰入金が8億5千万円となり、繰入金総額で23億8千万円の減少となっています。

【グラフ5】 繰入金の推移

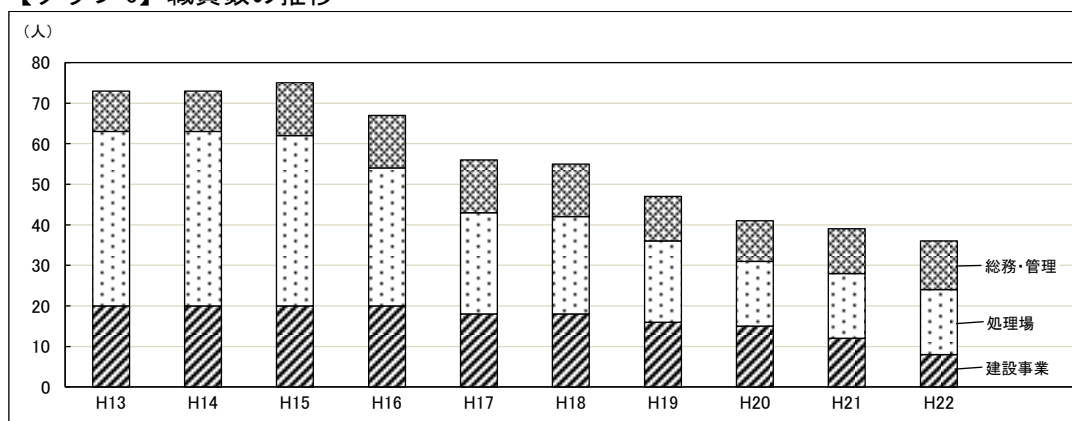


(2) 歳出

① 人件費・委託料

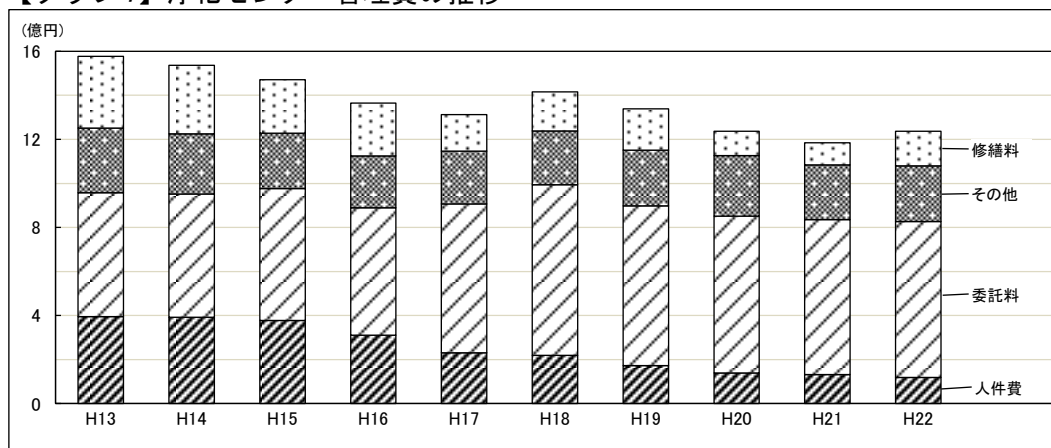
春日井市ではこれまで、新規整備などの建設事業の減少や、浄化センターの維持運営業務の委託化などにより、職員数を削減し、人件費の抑制を図ってきました。その結果、平成 22 年度末の公共下水道事業の職員数は 36 人となり、平成 13 年度と比較すると 37 人減少し、約半数となっています。

【グラフ 6】 職員数の推移



一方、特に浄化センターにおいては、業務委託に係る委託料は増加傾向にあり、平成 13 年度と比べ、平成 18 年度には約 2 億 2 千万円の増加となりましたが、その後、3 浄化センターの維持運営管理業務委託を一本化し、複数年契約とするなど費用抑制を図っています。その結果、人件費と委託料の合計は、平成 22 年度には平成 13 年度と比べて約 1 億 3 千万円減少しています。

【グラフ 7】 浄化センター管理費の推移



② 事業費・修繕料

下水道施設の整備は、国庫補助金や受益者負担金、市債を主な財源として進めてきました。

近年、年度当たりの事業費は減少していますが、今後は未普及地域への新規整備の進行に加え、老朽化した施設の改築更新も必要不可欠です。

また、修繕料は、近年の財政状況の悪化により、機能維持のための修繕が先送りされているため、減少してきています。しかし、処理区域が拡大し続けていることに加え、事業開始から40年以上が経過して多くの施設の老朽化が進行しており、今後は修繕料の大幅な増加が懸念される状況です。

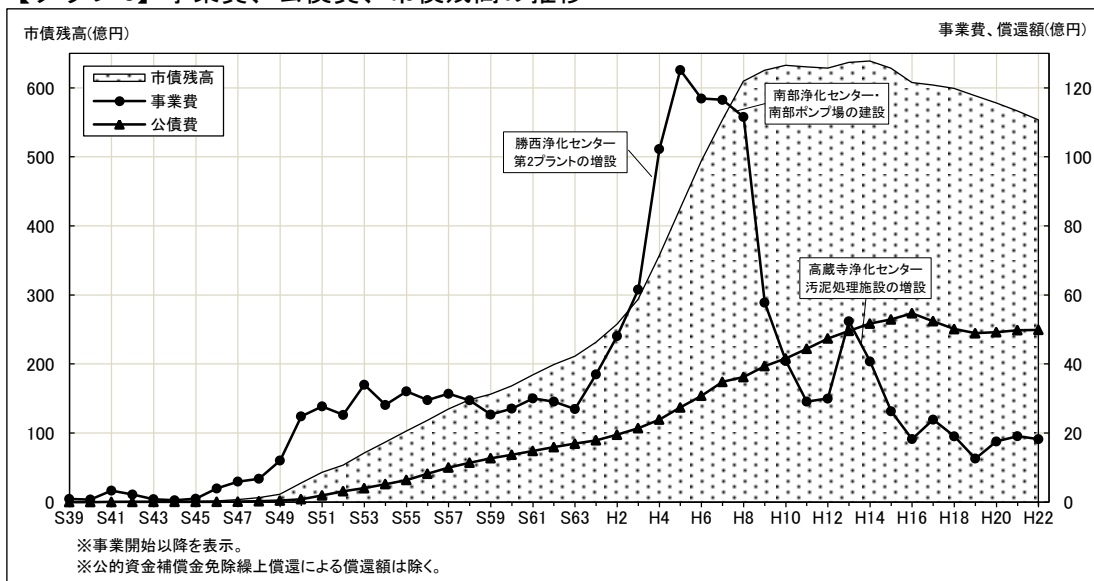
③ 公債費

公債費は、借り入れた市債の元金及び利子償還金です。公的資金補償金免除繰上償還による償還額を除く平成22年度の元利償還金は約50億円となり、歳出総額に占める割合は60%と非常に高くなっています。

利子償還金は、近年の借入利率の低下や公的資金補償金免除繰上償還による低利の市債への借り換えにより減少傾向にあります。これに対し元金償還金は、平成17年度から借入れを開始した資本費平準化債の元金償還が順次始まっていることなどから、年々増加していく見込みです。

平成22年度末時点での市債の未償還残高は約554億円ですが、元金償還金が増加するとともに、事業費の減少に伴って市債の借入額も減少しているため、今後の市債残高は減少していく見込みです。

【グラフ8】 事業費、公債費、市債残高の推移



5 将来推計

(1) 業務量の推計

新基本計画は、平成 37 年度を目標年次として、現在の社会情勢を踏まえた計画区域の設定変更や処理区の再編を行うとともに、将来人口の減少予測から計画人口を見直しました。また、下水道施設の更新整備等の優先順位の適正化を図ることで基本諸元値の見直しを行い、全体計画区域は、5,736ha から 4,687ha に減少することとなりました。さらに、環境保全意識の高まりや合併処理浄化槽の機能向上などを考慮し、汚水処理に対する役割分担を整理する一方、地震対策や近年の局地的なゲリラ豪雨に対する浸水対策など、重要な都市基盤である下水道施設の防災対策についても見直し、より一層の強化を図るものとなりました。

新基本計画に基づく、業務量の推計は次のとおりです。

【表 3】業務量の推計

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
下水道整備面積 (ha)	3,085	3,095	3,116	3,137	3,156	3,174	3,191	3,214	3,241	3,262	3,283
処理区域内人口 (万人)	20.33	20.53	20.74	20.62	20.77	20.96	21.13	21.18	21.69	21.99	22.22
処理水量 (万 m^3 /年)	2,367	2,371	2,379	2,388	2,399	2,410	2,422	2,435	2,449	2,461	2,474

(2) 歳入推計

使用料収入は、業務量推計のうちの有収水量をもとに、処理区域の拡大に伴う増加を見込んで推計しています。

国庫補助金、市債については、施設整備計画の事業計画をもとに推計しています。

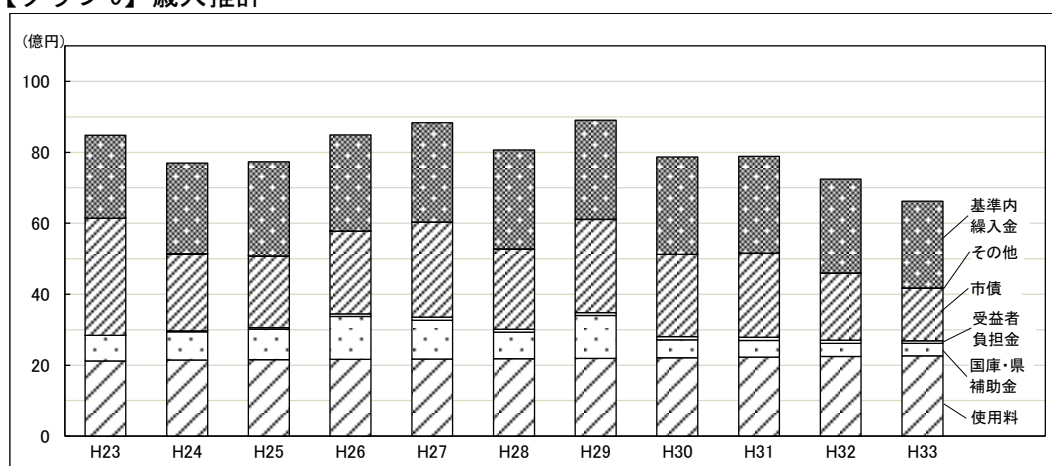
基準内繰入金については、繰出基準ごとに推計したものを集計しています。

【表 4】 歳入推計

(単位：百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
使用料	2,123	2,151	2,158	2,164	2,172	2,185	2,197	2,211	2,229	2,246	2,263
国庫・県補助金	723	794	853	1,215	1,100	750	1,203	510	470	370	354
受益者負担金	0	25	46	67	89	83	82	88	90	94	70
市債	3,299	2,170	2,023	2,336	2,676	2,258	2,632	2,316	2,370	1,887	1,484
下水道事業債	862	906	798	1,112	1,448	1,051	1,447	1,161	1,251	848	556
資本費平準化債	1,273	1,264	1,225	1,224	1,228	1,207	1,185	1,155	1,119	1,039	928
借換債	1,164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金	2,333	2,556	2,645	2,708	2,797	2,785	2,793	2,744	2,722	2,643	2,451
その他	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
合計	8,483	7,701	7,730	8,494	8,838	8,065	8,911	7,873	7,885	7,244	6,626

【グラフ 9】 歳入推計



(3) 歳出推計

① 総務費

総務費は、事業運営費や管渠・各浄化センターの維持管理費等、下水道事業の運営に係る費用です。その主な財源は、汚水分については使用料、雨水分については繰入金です。

・人件費

下水道事業においては、これまで職員数の削減を進めてきていますが、今後は処理区域の拡大により業務が増大した場合でも、現行の職員数で対応することとし、職員数を現行どおりとして人件費を推計します。

・修繕料

修繕料は、浄化センターや管路等の下水道施設の維持管理を施設整備計画に基づいて進めるための予防保全的な修繕に加え、緊急時の修繕を見込んで推計します。

・委託料

委託料のうち、浄化センターの施設維持運転業務委託については、平成 24 年度以降は、これまで消耗品として個別に調達していた薬品を運転業務と併せて一括して調達する委託とするよう事務をすすめているところです。そのため、今後は汚水処理量をもとに薬品の使用量を見込み、その費用を維持運転業務費に加算して推計します。

また、定期的に行う設備の定期点検委託は、点検計画から推計します。

その他の委託料では、平成 22 年度までは委託業務としていた下水道使用料の徴収事務にかかる費用を、平成 23 年度より負担金としています。

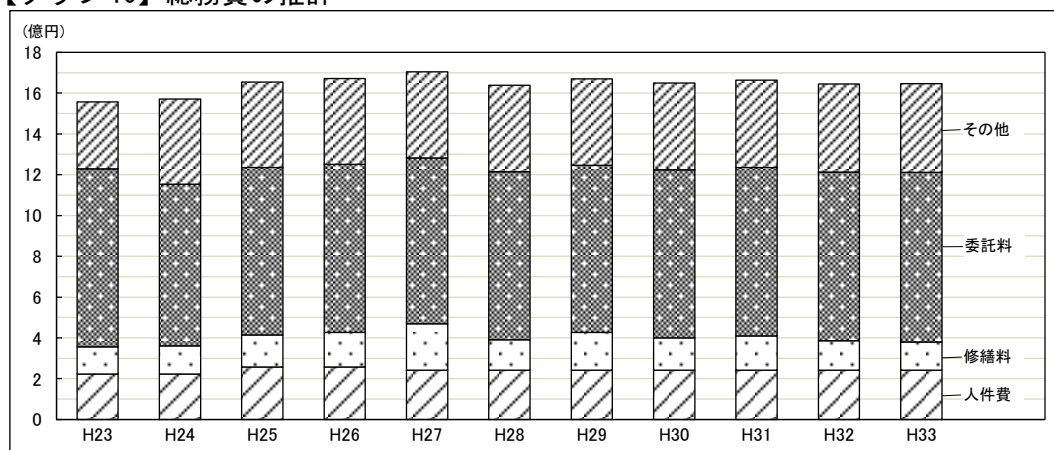
【表 5】 総務費の推計

(単位：百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人 件 費	222	222	257	257	242	242	242	242	242	242	242
修 繕 料	133	139	157	169	228	149	184	158	168	144	138
委 託 料	874	792	821	825	813	824	819	823	825	827	832
施設管理	397	409	429	432	426	435	429	430	429	428	430
汚泥等処理	353	357	358	359	361	363	364	367	369	372	375
そ の 他	124	26	34	34	26	26	26	26	27	27	27
そ の 他	327	417	419	419	420	422	424	427	429	432	434
合 計	1,556	1,570	1,654	1,670	1,703	1,637	1,669	1,650	1,664	1,645	1,646

※平成 23 年度予算では、下水道使用料の徴収事務費用を「委託料(その他)」に含んでいるが、平成 24 年度以降の計画では「その他」に含む。

【グラフ 10】 総務費の推計



② 事業費

事業費は、下水道施設の新規整備や改築更新などの費用であり、国庫補助金や受益者負担金、市債が主な財源です。

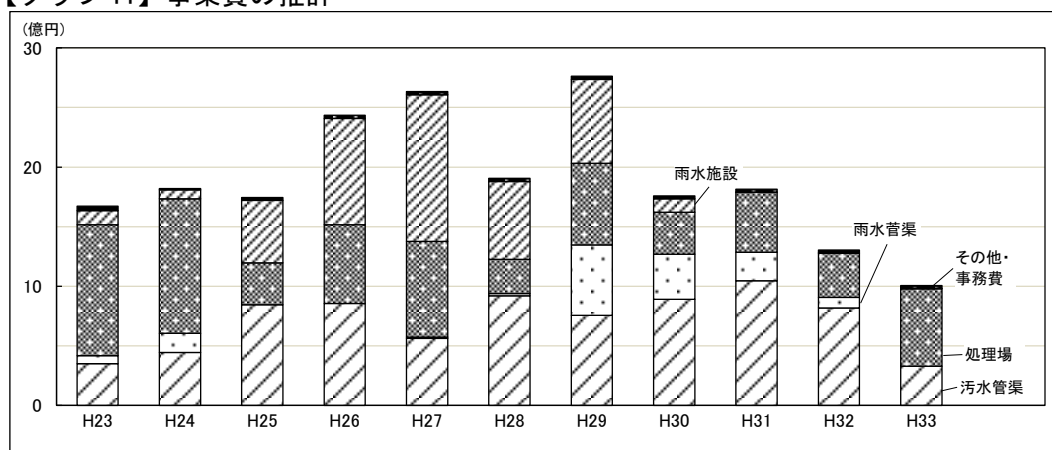
事業費については、施設整備計画をもとに、工事請負費・委託料等を算出します。その他、これらの事業に係る人件費・事務費等を推計します。

【表 6】 事業費の推計

(単位：百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
管 渠	416	605	844	856	574	938	1,346	1,269	1,285	907	328
汚水整備	350	445	844	856	562	920	755	890	1,045	817	328
雨水整備	66	160	0	0	12	18	591	379	240	90	0
処 理 場	1,099	1,127	352	660	801	288	686	350	500	368	650
雨 水 施 設	118	77	523	892	1,231	653	703	113	3	3	3
ポンプ場	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
調整池等	118	77	523	892	1,231	653	703	103	3	3	3
そ の 他	38	9	25	25	25	25	25	25	25	25	25
事 務 費	57	57	73	73	73	73	73	73	73	73	73
合 計	1,728	1,875	1,817	2,506	2,704	1,977	2,833	1,830	1,886	1,376	1,079

【グラフ 11】 事業費の推計



③ 公債費

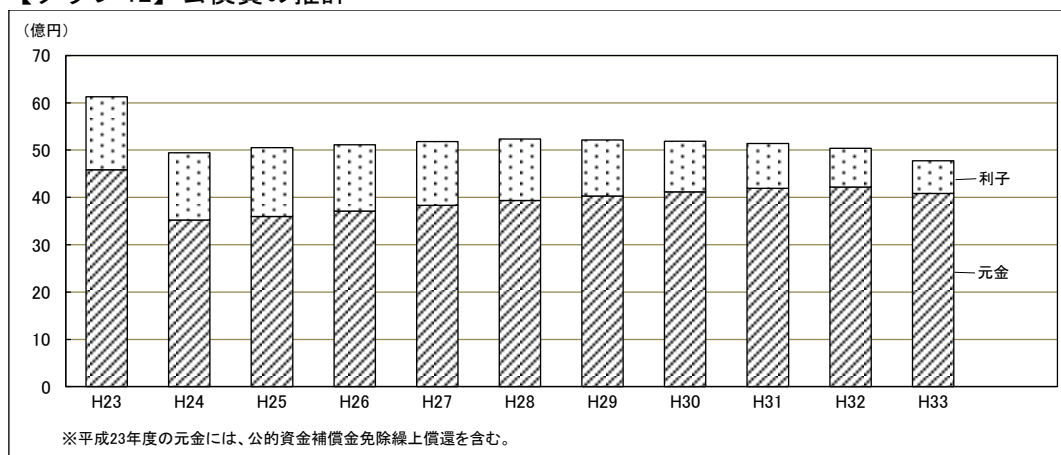
公債費は、施設整備計画をもとに推計した市債借入額と、近年の借入利率から推計した利率をもとに、元金、利息それぞれの償還額を推計しています。

【表 7】 公債費の推計

(単位：億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
公債費合計	61.2	49.4	50.5	51.1	51.8	52.3	52.1	51.8	51.4	50.4	47.7
元 金	45.8	35.2	36.0	37.1	38.3	39.3	40.3	41.1	41.9	42.2	40.8
利 子	15.4	14.2	14.5	14.0	13.5	13.0	11.8	10.7	9.5	8.2	6.9

【グラフ 12】 公債費の推計



(4) 収支推計

公共下水道事業に要する今後 10 年間の歳入歳出推計額は次のとおりです。

【表 8】 収支推計

(単位：百万円)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入	使用料	2,123	2,151	2,158	2,164	2,172	2,185	2,197	2,211	2,229	2,246	2,263
	国庫補助金	723	794	853	1,215	1,100	750	1,203	510	470	370	354
	受益者負担金	0	25	46	67	89	83	82	88	90	94	70
	市債	3,299	2,170	2,023	2,336	2,676	2,258	2,632	2,316	2,370	1,887	1,484
	基準内繰入金	2,333	2,556	2,645	2,708	2,797	2,785	2,793	2,744	2,722	2,643	2,451
	その他	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
	合計	8,483	7,701	7,730	8,494	8,838	8,065	8,911	7,873	7,885	7,244	6,626
歳出	総務費	1,556	1,570	1,654	1,670	1,703	1,637	1,669	1,650	1,664	1,645	1,646
	事業費	1,728	1,875	1,817	2,506	2,704	1,977	2,833	1,830	1,886	1,376	1,079
	公債費	6,125	4,944	5,051	5,109	5,180	5,235	5,212	5,184	5,141	5,040	4,774
	合計	9,409	8,389	8,522	9,285	9,587	8,849	9,714	8,664	8,691	8,061	7,499
基準外繰入金		926	688	792	791	749	784	803	791	806	817	873

6 経営改善策

春日井市の公共下水道事業特別会計は、過去の市債の借り入れによる償還金額が大きいことが、下水道経営を圧迫しています。また、下水道使用料を財源とすべき支出よりも使用料収入額が小さく、財源不足の状況にあります。

これまではこの財源不足を一般会計からの基準外繰入金で補填することにより、ほぼ収支均衡した黒字決算を保ってきましたが、春日井市全体の財政状況も厳しく、これまでどおりの基準外繰入金の確保は困難だと思われます。

さらに、今後は施設の老朽化が一段と進み、修繕費等の維持管理費用が増加することが予想されるため、それに対応できる収入確保の手立てを講じていく必要があるため、今後も経営状況を一層明確に示していくことに努めるとともに、公平な行政サービスの提供という観点から、適正な受益者負担を検証すると同時に、一般会計との経費負担をより適正な形とするよう努めなければなりません。

こうしたことから、次の経営改善策の実施により、適正な財源をもって施設整備計画に示す事業の効率的な実施を図り、公営企業としての自立性を確立した健全な事業運営を実施するよう努めます。

【経営改善策】

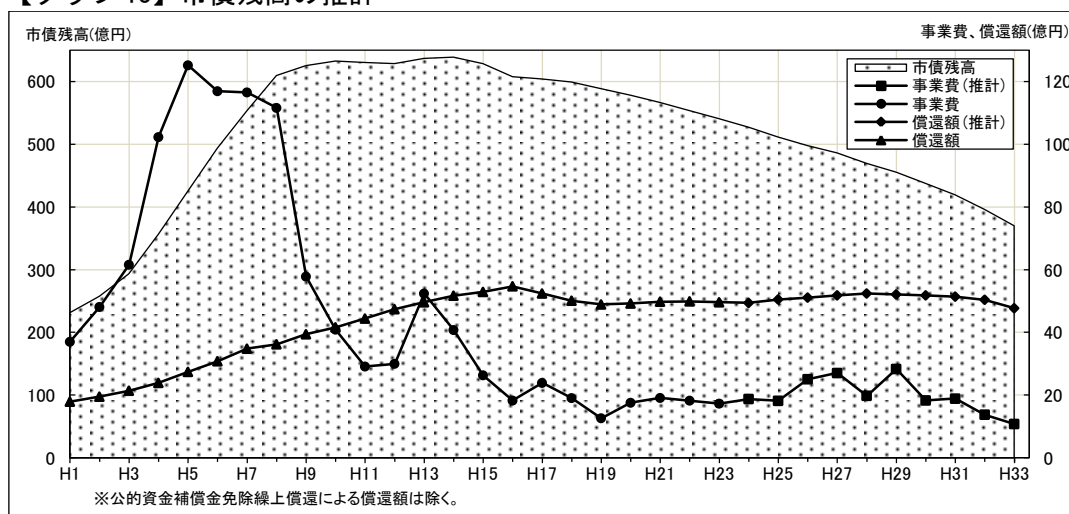
- 1 業務の合理化、外部委託の推進などにより、適正な維持管理費用による下水道事業の運営に努めます。
- 2 公共下水道中長期施設整備計画に基づいた事業を効率的に行うことで、事業費を抑制するよう努めます。
- 3 後年度負担となる市債の発行を抑制し、市債残高の削減を図ります。
- 4 国等の補助金制度の改正動向に留意して、その確保に努めます。
- 5 一般会計からの繰入金について、繰出基準に基づき、一般会計との間の適正な負担区分を確保します。
- 6 戸別訪問等により、接続率の向上に努め、使用料収入の確保を目指します。
- 7 企業会計制度を導入して経営状況を明確化するとともに、国が示す「下水道使用料算定の基本的な考え方」にある「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、自立して経営するための適正な下水道使用料の設定について、調査・研究を進めます。

本財政計画に掲げる経営改善策により、平成23年度末の市債残高見込541億円が平成33年度末には370億円に減少し、約170億円の削減が図られることとなります。

【表9】市債残高の推計 (単位：億円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
市債残高	541	527	512	498	486	469	456	438	419	396	370

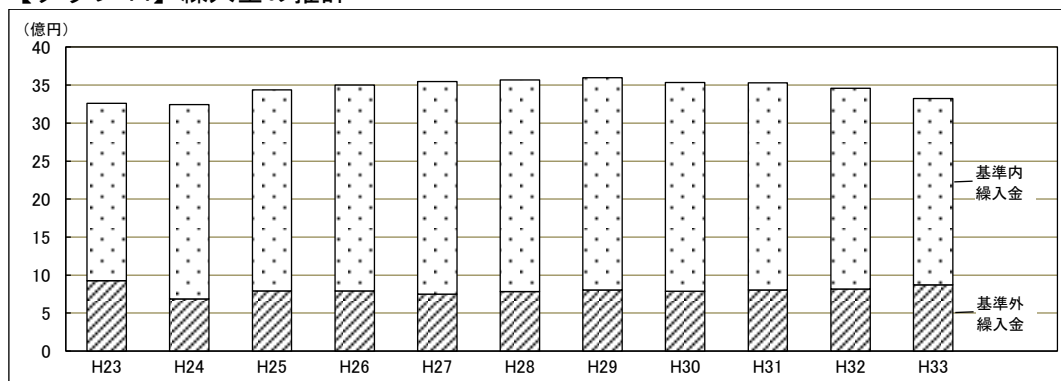
【グラフ13】市債残高の推計



【表10】繰入金の推計 (単位：百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
繰入金	3,259	3,244	3,437	3,499	3,546	3,569	3,596	3,535	3,528	3,460	3,324
基準内繰入金	2,333	2,556	2,645	2,708	2,797	2,785	2,793	2,744	2,722	2,643	2,451
基準外繰入金	926	688	792	791	749	784	803	791	806	817	873

【グラフ14】繰入金の推計



また、毎年度、決算額を検証してその結果を公表するとともに、国の制度変更などにより歳入歳出の推計額に大きな変動が生じる場合には、計画の見直しを行い、適正な執行管理に努めます。

公共下水道事業では、下水道の普及促進、水質保全の確保、災害対策などの課題に適切に対処し、限られた財源の中で効率的に整備を行うことが求められています。今後は、施設整備計画に基づき計画的に管路や浄化センター等の施設更新を進めるとともに、予防保全的な管理のもとに計画的な修繕等を行い、機能停止や事故の未然防止及び長期的な管理経費の最少化を図り、ライフサイクルコスト（築造から廃棄までの総経費）の縮減を図ります。